

特定非営利活動法人 科学知総合研究所 定款及び細則における会員に関する規則集

この規則集は、特定非営利活動法人科学知総合研究所定款（以下「定款」という）第 2 章 会員、及び細則第 4 章会員に定められた会員に関する規則を列挙したものです。

（種 別）

第 1 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人の活動を支援する個人及び団体

（入 会）

第 2 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第 3 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 4 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 事業年度開始から半年を経ても年会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第 5 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第 6 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第 7 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

（小部会参加覚書）

第 8 条 細則第 5 条に定める小部会に参加する会員は、あらかじめ小部会参加覚書（様式 C）を理事長に提出しなければならない。

（秘密保持誓約書）

第 9 条 会員は、この法人の非公開活動に参加するにあたり、秘密保持誓約書（様式 A）を理事長に提出しなければならない。

（正会員への再入会）

第 10 条 賛助会員は、正会員として再入会できる。

- 2 再入会した会員は、賛助会員と正会員の会費の差額を納入しなければならない。